

扶桑町議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、扶桑町議会議員政治倫理条例（令和7年扶桑町条例第38号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 条例第4条の規定による宣誓は、宣誓書（様式第1）によるものとする。

(実質的に経営に携わる範囲)

第3条 条例第6条の実質的に経営に携わるとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している場合
- (2) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与していると認められる場合
(審査請求の手續等)

第4条 審査請求（条例第7条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。

）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による請求書（以下「審査請求書」という。）により行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項第1号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書
(有権者用) (様式第2)
- (2) 条例第7条第1項第2号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書
(職員等用) (様式第3)
- (3) 条例第7条第1項第3号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書
(議員用) (様式第4)

2 条例第7条第1項第1号に規定する審査請求をしようとする者は、審査請求署名簿（様式第5。以下「署名簿」という。）に、同号に掲げる請求書の写しを添えて、有権者に対し署名を求めなければならない。

(審査請求書の審査)

第5条 議長は、条例第7条第1項第1号に規定する審査請求を受けたときは、扶桑町選挙管理委員会に対し、署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

2 条例第8条第1項の相当の期間とは、同項の規定による補正を求めた日の

翌日から起算して14日を超えない期間とし、当該補正の要求は、審査請求補正要求書（様式第6）によるものとする。

3 条例第8条第3項の規定による通知は、審査請求却下通知書（様式第7）によるものとする。

（審査会設置の通知）

第6条 条例第9条第2項の規定による通知は、審査会設置通知書（様式第8）によるものとする。

（審査会の審査）

第7条 条例第10条第2項の規定による意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項の要求は、要求書（様式第9）によるものとする。

2 条例第12条第1項の規定による弁明の機会の請求は、弁明請求書（様式第10）によるものとする。

（審査結果の報告）

第8条 条例第13条の規定による報告は、審査結果報告書（様式第11）によるものとする。

（審査結果の通知）

第9条 条例第14条の規定による通知は、審査結果通知書（様式第12）によるものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第16条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 扶桑町ホームページへの掲載
- (2) 扶桑町議会だよりへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 （第 2 条関係）

宣 誓 書

私は、町民全体の代表者としての責任を自覚し、扶桑町議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準を遵守し、議員としての資質と政治倫理の向上に努め、政治倫理基準に違反する疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにすることを誓います。

扶桑町議会

議長

様

年 月 日

扶桑町議会議員

様式第 2 （第 4 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）

扶桑町議会

議長

様

審査請求代表者

住 所

氏 名

電話番号

扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査対象議員	
審査請求の内容	

添付資料

（1）審査請求署名簿（様式第 5）

（2）政治倫理基準に違反する疑念があることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、扶桑町の議員及び長の選挙権を有する 30 人以上の連署が必要です。
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（職員等用）

扶桑町議会

議長

様

職員等

氏 名

代表者

賛同者

扶桑町議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査対象議員	
審査請求の内容	

添付資料

政治倫理基準に違反する疑念があることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、職員等3人以上の連署が必要です。
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。

様式第 4 （第 4 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

扶桑町議会

議長

様

扶桑町議会議員

会派及び氏名

代表者

賛同者

扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査対象議員	
審査請求の内容	

添付資料

政治倫理基準に違反する疑念があることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、議員 3 人以上の連署が必要です。
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

様式第 5（第 4 条関係）

審査請求署名簿

私は、別添「政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）」に記載された審査請求の内容について、扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定により審査を請求することに賛同し、署名します。

また、私が扶桑町の議員及び長の選挙権を有する者であるかどうかについて、扶桑町議会が扶桑町選挙管理委員会に確認を求めることについて同意します。

番号	署名 年月日	住所	氏名	生年月日

備考

- 1 署名は、自筆によるものでなければならない。
- 2 身体障害等により署名を他人に委任する場合は、代筆者は扶桑町の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。
- 3 署名は、地方自治法施行令第 9 条第 4 項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前 30 日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行われた日の直近に行われた公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による扶桑町の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

様式第 6 （第 5 条関係）

年 月 日

審査請求補正要求書

様

扶桑町議会
議長

年 月 日付けで提出された扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条
第 1 項の規定に基づく審査請求について、下記の理由により 年 月 日ま
でに補正するよう求めます。

記

1. 補正を求める理由

年 月 日

審査請求却下通知書

様

扶桑町議会
議長

年 月 日付けで提出された扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条
第 1 項の規定に基づく審査請求について、下記の理由により却下することとし
ましたので通知します。

記

1. 却下の理由

年 月 日

審査会設置通知書

様

扶桑町議会
議長

年 月 日付けで提出された扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条
第 1 項の規定に基づく審査請求について審査するため、下記のとおり扶桑町議
会議員政治倫理審査会を設置したので通知します。

記

1. 審査対象議員

2. 審査請求の内容

3. 審査会を設置した日

様式第 9（第 7 条関係）

年 月 日

要 求 書

様

扶桑町議会
議長

扶桑町議会議員政治倫理審査会の審査のため必要ですので、扶桑町議会議員政治倫理条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要求します。

記

1. 審査の内容

2. 要求の内容

3. 要求の理由

年 月 日

弁明請求書

扶桑町議会

議長

様

扶桑町議会議員

扶桑町議会議員政治倫理条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、審査会に対して下記の方法により弁明したいので請求します。

記

弁明の方法

口頭 ・ 文書

年 月 日

審査結果報告書

扶桑町議会
議長 様

扶桑町議会議員政治倫理審査会
委員長

年 月 日付けで提出された扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条
第 1 項の規定に基づく審査請求について、扶桑町議会議員政治倫理審査会での
審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

審査対象議員	
審査請求の内容	
審査の結果	
審査会の意見	

様式第 1 2 （第 9 条関係）

年 月 日

審査結果通知書

様

扶桑町議会
議長

年 月 日付けで提出された扶桑町議会議員政治倫理条例第 7 条
第 1 項の規定に基づく審査請求について、扶桑町議会議員政治倫理審査会から
別紙のとおり審査結果の報告を受けましたので通知します。